

## 洛西ふれあいの里保養研修センターあり方検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 洛西ふれあいの里保養研修センターのあり方を検討するため、洛西ふれあいの里保養研修センターあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公認会計士
- (3) 企業経営経験者
- (4) 社会福祉の関係者
- (5) 高齢者福祉の関係者
- (6) 地域住民
- (7) その他市長が適当と認める者

2 委員の一部には、市民公募委員を含めることができる。

## (委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第4条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

## (招集)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員会の議長となる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉局長寿社会部長寿福祉課において行う。

## (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は所轄局長が定める。

## 附 則

この要綱は平成24年9月18日から施行する。

第5条の規定にかかわらず、第1回目の委員会は市長が招集する。